

協働のまちづくり条例の骨子案を検討しています。

東近江市では、市民参加や協働によるまちづくりを総合的・計画的に推進するために必要なルール（【仮】協働のまちづくり条例）、仕組みや施策（【仮】市民協働推進計画）について市民参加で検討することを目的に、市民協働推進委員会を開催しています。8月27日の第12回の委員会では、これまでの議論をふまえて作成した条例の骨子案が提示されました。今回は、条例の全体像のうち、「前文」「第1章 総則」を小グループに分かれて、「内容に違和感がないか」「よりよくするためにどのように変更したらよいか」といった視点から話し合いを行いました。今回は、その様子をご紹介します。

～東近江市協働のまちづくり条例（案）の構成～

前文が話し合いの中心となりました。

前文

東近江市の歴史や背景を踏まえ、協働の必要性や条例の趣旨を明記する。

第1章 総則

目的

協働のまちづくりについての基本的な事項を定めることを目的とする。

定義

各用語の定義を定める。

総則は、目的や定義など、条例全体に共通するルールで、土台となるものです。

まちづくりの基本理念

協働のまちづくりを推進するために基本理念を定める。（地域に対する想いを持つ、自ら行動する、共有する、お互いに理解しあう、つながる等）

協働の原則

市民と行政が協働するための基本的なルール。

市民の権利と役割

市民の参画できる権利とまちづくりを担う役割を定める。

行政の役割と責務

行政の役割と責務を定める。

第2章 参画のまちづくりの推進

参画の制度

市政に市民が参画できる制度について定める。

計画等への参画

計画や条例の制定に参画できる制度について定める。

審議機関への参画

審議機関における参画について定める。

第3章 協働のまちづくりの推進

人材の育成

まちづくりの担い手の育成について定める。

情報の共有

互いに情報を提供し、共有することについて定める。

資金

資金の円滑な調達及び配分について定める。

提案制度

協働事業を提案できる制度について定める。

活動拠点

市民活動の拠点となる施設について定める。

中間支援組織の育成

協働事業を円滑に進める中間支援組織の育成について定める。

第4章 地域自治の推進

地域自治のあり方

地域自治の定義、趣旨、目的、主体、拠点などについて定める。

まちづくり協議会

まちづくり協議会の定義、権能、要件、役割などについて定める。

自治会

自治会の定義、役割などについて定める。

第6章 推進体制等

市民協働推進計画の策定

市民協働推進委員会

条例の見直し

委任

前文についての主な意見

●読みやすい・入りやすい前文を

- ・ 条例の中では一番親しみやすく読みやすいところであるので、工夫が必要。
- ・ ストーリー展開が必要。これまで過去にあったもの、それが今なくなってきた。これを次世代に引き継いでいくといった流れはどうか。

●東近江の特長をとらえた前文を

- ・ 惣村集落の自治精神や近江商人の「三方よし」の精神といったコンテンツは、文章として重要であり、入れていくべき。
- ・ 東近江には万葉の歴史、文化というのがあるので、「歴史・文化を大切に」という文章を盛り込めるとよい。

●誰に向けたものか、再確認を

- ・ この文章は誰が誰に向けて書いているのか確認を行うべき。
- ・ 上から目線ではない文章、条例となるように考慮しなければならない。

●文章に広がり

- ・ 東近江市から滋賀、滋賀から日本、日本から世界にといったイメージを持って、そこに貢献できるまちづくりをイメージして、文章に広がりをもたせられるとよい。
- ・ 100年先、200年先も見据えて、時間スケールの広がりがあってもいいのではないか。

第1章 総則での主な意見

●言葉の整理が必要

- ・ 「協働のまちづくり」と「市民参画」「協働」「地域自治」の位置づけの整理が必要。
- ・ 「地域」がどこを指すのか整理が必要。
- ・ 市民に対して、市なのか、行政（市政）なのか、この点の整理が必要。
- ・ 「参加」「参画」「協働」などを併記する場合の並び順に注意すべき。

●定義の整理が必要

- ・ 市民、市民活動団体、市民参画などを定義しているのに対して、「市」が定義できていない。
- ・ 市とは何か。他のまちでは、市議会も含まれるため、この点の議論が必要。
- ・ 定義の中かどこかにまちづくり協議会や自治会の定義を入れたほうがよいかどうか。

次回の委員会に向けて・・・

第13回目の委員会では、引き続き条例の骨子案の協議を行います。市民委員の皆さんには毎回、熱心に議論頂いており、徐々に完成に近づいています。

東近江市 企画部 まちづくり協働課

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号

TEL:0748-24-5623 IP 番号:0505-801-5623 FAX0748-24-5692

詳しい内容については、市役所ホームページ (<http://www.city.higashiomi.shiga.jp/>) に会議録を掲載しておりますのでそちらもご覧ください。

※タイトルのコラボは、「共に働く」、「協力する」を意味するコラボレーションから名付けました